

第 1 回幕別町議会臨時会

議事日程

平成28年第1回幕別町議会臨時会
(平成28年5月18日 10時30分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名
1 板垣良輔 2 荒 貴賀 3 高橋健雄
- 日程第2 会期の決定
(諸般の報告)
- 日程第3 議席の指定
- 日程第4 承認第3号 専決処分した事件の承認について
(幕別町税条例等の一部を改正する条例)
- 日程第5 承認第4号 専決処分した事件の承認について
(平成27年度幕別町一般会計補正予算(第13号))
- 日程第6 議案第42号 幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第6の2 議案第42号 幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
(民生常任委員会報告)
- 日程第7 議案第43号 工事請負契約の締結について(白銀台スキー場リフト制御装置更新工事)
- 日程第8 議案第44号 工事請負契約の締結について(ナウマン公園遊具新設工事(1工区))
- 日程第9 議案第45号 工事請負契約の締結について(ナウマン公園遊具新設工事(2工区))
- 日程第10 議案第46号 損害賠償の額の決定及び和解について

会議録

平成28年第1回幕別町議会臨時会

- 1 開催年月日 平成28年5月18日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 5月18日 10時30分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (20名)
議長 芳滝 仁
副議長 藤原 孟
1 板垣良輔 2 荒 貴賀 3 高橋健雄 4 小田新紀 5 内山美穂子
6 小島智恵 7 若山和幸 8 小川純文 9 岡本眞利子 10 東口隆弘
11 野原恵子 12 中橋友子 13 藤谷謹至 14 田口廣之 15 谷口和弥
16 千葉幹雄 17 寺林俊幸 18 乾 邦廣
- 6 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 飯田晴義 副 町 長 川瀬俊彦
教 育 長 田村修一 企 画 総 務 部 長 菅野勇次
住 民 福 祉 部 長 境谷美智子 教 育 部 長 山岸伸雄
経 済 部 長 田井啓一 建 設 部 長 須田明彦
札 内 支 所 長 坂井康悦 忠 類 総 合 支 所 長 伊藤博明
政 策 推 進 課 長 山端広和 総 務 課 長 武田健吾
地 域 振 興 課 長 小野晴正 糠 内 出 張 所 長 阿部麗子
税 務 課 長 川瀬吉治 経 済 建 設 課 長 川瀬康彦
土 木 課 長 寺田 治 商 工 観 光 課 長 岡田直之
住 民 生 活 課 長 山本 充
- 7 職務のため出席した議会事務局職員
局長 細澤正典 課長 澤部紀博 係長 佐々木慎司
- 8 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 9 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
1 板垣良輔 2 荒 貴賀 3 高橋健雄

議事の経過

(平成28年 5月18日 10:30 開会・開議)

[開会・開議宣告]

- 議長（芳滝 仁） ただいまから、平成28年第1回幕別町議会臨時会を開会いたします。
これより、本日の会議を開きます。

[議事日程の報告]

- 議長（芳滝 仁） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

- 議長（芳滝 仁） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員に、1番板垣議員、2番荒議員、3番高橋議員を指名いたします。

[会期の決定]

- 議長（芳滝 仁） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。
これにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)
○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日1日間と決定いたしました。

[人事異動による職員の紹介]

- 議長（芳滝 仁） 次に、理事者より発言を求められておりますので、これを許します。
川瀬副町長。
○副町長（川瀬俊彦） 本年4月1日付で人事異動を行ったところであります。人事異動後、最初の議会となりますことから、異動しました管理職職員をご紹介します。
最初に部長職であります。
企画総務部長、菅野勇次。
札内支所長、坂井康悦。
住民福祉部長、境谷美智子。
議会事務局長、細澤正典。
続いて、課長職であります。
企画総務部政策推進課長、山端広和。
企画総務部税務課長、川瀬吉治。
住民福祉部住民生活課長、山本充。
住民福祉部防災環境課長、天羽徹。
経済部農林課長、萬谷司。
建設部都市計画課長、吉本哲哉。
建設部水道課長、笹原敏文につきましては、本日公務出張のため欠席しております。
忠類総合支所経済建設課長、川瀬康彦。
教育部学校教育課長、高橋修二。
以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） これで、諸般の報告を終わります。

[議席の指定]

○議長（芳滝 仁） 日程第3、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第3項の規定によって、議長において指定いたします。

なお、議会運営に関する基準によって、議長の議席は最終番、副議長の議席は最終番から2番目と定めていますので、申し添えます。

それでは、議席番号と氏名を事務局に朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（細澤正典） 議席番号と氏名を申し上げます。

1番板垣議員、2番荒議員、3番高橋議員、4番小田議員、5番内山議員、6番小島議員、7番若山議員、8番小川議員、9番岡本議員、10番東口議員、11番野原議員、12番中橋議員、13番藤谷議員、14番田口議員、15番谷口議員、16番千葉議員、17番寺林議員、18番乾議員、19番藤原議員、20番芳滝議員。

以上であります。

○議長（芳滝 仁） ただいま、朗読したとおり議席を指定いたします。

議席番号6番から17番までの方は、議席が変更になりましたので、席を移動していただき、氏名標にかぶせてある紙製の名札の取り外しを願います。

暫時休憩いたします。

10:35 休憩

10:36 再開

[付託省略]

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

日程第4、承認第3号から日程第5、承認第4号まで及び日程第7、議案第43号から日程第10、議案第46号までの6議件については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、日程第4、承認第3号から日程第5、承認第4号まで及び日程第7、議案第43号から日程第10、議案第46号までの6議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（芳滝 仁） 日程第4、承認第3号、専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 承認第3号、専決処分した事件の承認につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書は1ページ、議案説明資料は6ページをお開きいただきたいと思います。

本専決処分につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が平成28年3月31日に公布され、4月1日から施行されることに伴いまして、幕別町税条例等の一部を改正する必要が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づきまして、専決処分いたしましたものであります。

改正する条例の主な内容につきましては、1点目は、固定資産税に関して非課税の範囲の追加及び特定再生可能エネルギー発電施設の軽減割合の規定を追加すること、2点目は、町たばこ税に関して特定税率の段階的な廃止における経過措置に係る文言を整理することです。

議案説明資料6ページをごらんください。

「幕別町税条例等の一部を改正する条例」の概要について記載したものでありますが、これにてご説明申し上げます。

第1条関係は、幕別町税条例関係についてであります。

1、「非課税の範囲」につきましては、条例第56条の改正部分になりますが、独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において、直接教育の用に供する施設の固定資産税を非課税の範囲に追加するものであります。

2、「非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告」につきましては、条例第59条の改正部分になりますが、1番の「非課税の範囲」に加えられた施設が、非課税の適用要件を満たさなくなった場合における申告義務について規定するものであります。

3、「わがまち特例の割合を定める規定」につきましては、条例附則第10条の2の改正部分になりますが、太陽光発電施設等の特定再生可能エネルギー発電施設に係る課税を軽減する措置として、課税額の減額割合について定めるものであります。

太陽光、風力発電施設については、国の参酌基準である3分の2を踏まえて、2分の1以上6分の5以下の範囲内で、地方公共団体が定めることとされておりますことから、本町では、前年度まで実施しておりました再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の軽減措置と同様の割合である3分の2と定めるものであります。

また、水力、地熱、バイオマス発電施設についても同様で、国の参酌基準である2分の1を踏まえて、3分の1以上3分の2以下の範囲内で地方公共団体が定めることとされておりますことから、参酌基準と同様の2分の1と定めるものであります。

第2条関係は、幕別町税条例の一部を改正する条例関係についてであります。

町たばこ税の経過措置につきましては、昨年12月の第4回定例会において、「幕別町税条例の一部を改正する条例」の議決をいただき、平成28年4月1日から施行することとなっておりますが、地方税法の改正に伴い、幕別町税条例の一部を改正する条例附則第6条に係る文言の整理をしようするものであります。

次に、議案書の2ページをごらんください。

附則についてであります。第1条では本条例の施行期日につきまして、平成28年4月1日からとするものであります。

第2条では、固定資産税に関する経過措置について規定するものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり承認されました。

日程第5、承認第4号、専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 承認第4号、専決処分した事件の承認につきまして、地方自治法第179条第1

項の規定により、専決処分をさせていただきましたので、報告をし承認を求めようとするものでございます。

専決処分の内容につきましては、平成 27 年度幕別町一般会計補正予算であり、平成 28 年 3 月 31 日付で行ったものであります。

2 ページをお開きいただきたいと思います。

平成 27 年度幕別町一般会計補正予算（第 13 号）であります。

今回の補正予算につきましては、予算の総額から歳入歳出それぞれ 1 億 1,846 万 6,000 円を減額し、予算の総額をそれぞれ 181 億 6,995 万 4,000 円と定めるものでございます。補正後の款項等の区分につきましては、3 ページから 5 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

次に、6 ページをお開きいただきたいと思います。

「第 2 表 地方債補正」であります。

変更であります、「忠類地域通所介護事業運営費補助事業」及び「忠類へき地保育所運営事業」の 2 事業につきまして、事業費の確定に伴い、起債の限度額をそれぞれ変更するものであります。

それでは、歳出からご説明を申し上げます。

12 ページになります。

7 款 1 項商工費、5 目企業誘致対策費 1 億 1,846 万 6,000 円の減額でございます。

19 節、21 節、いずれも事業費の確定に伴いまして減額するものであります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

7 ページまでお戻りいただきたいと思います。

1 款町税、1 項町民税、1 目個人 912 万円の追加。

2 目法人 538 万 3,000 円の追加。

2 項 1 目固定資産税 1,189 万円の追加。

4 項 1 目町たばこ税 286 万 8,000 円の追加でございます。

いずれも、現年課税分を追加するものであります。

8 ページになります。

2 款地方譲与税、1 項 1 目地方揮発油譲与税 459 万 6,000 円の追加、2 項 1 目自動車重量譲与税 610 万 8,000 円の減額でございます。

いずれも交付額の確定に伴う補正であります。

以下、3 款から 10 ページの 12 款までにつきましても、交付額の確定に伴う補正でございます。

3 款 1 項 1 目利子割交付金 325 万 4,000 円の減額。

4 款 1 項 1 目配当割交付金 747 万 8,000 円の追加。

9 ページになります。

5 款 1 項 1 目株式等譲渡所得割交付金 688 万 6,000 円の追加。

6 款 1 項 1 目地方消費税交付金 8,512 万 3,000 円の追加。

7 款 1 項 1 目ゴルフ場利用税交付金 121 万 4,000 円の減額。

8 款 1 項 1 目自動車取得税交付金 171 万 6,000 円の追加。

10 ページになります。

11 款 1 項 1 目地方交付税 1 億 4,233 万 9,000 円の追加でございます。

特別交付税の 3 月分の交付額決定による追加であります。

12 款 1 項 1 目交通安全対策特別交付金 66 万 8,000 円の減額でございます。

19 款繰入金、1 項基金繰入金、2 目財政調整基金繰入金 2 億 8,000 万円の減額でございます。財政調整基金からの繰入金を全額繰り戻すこととなります。

21 款諸収入、3 項貸付金元利収入、8 目工業団地取得資金貸付金元金収入 9,600 万円の減額でございます。

貸付金の確定に伴う減額であります。

11 ページになります。

5 項 4 目雑入 117 万 9,000 円の追加でございます。

温泉敬老入浴券助成事業等に係る北海道後期高齢者医療広域連合からの補助金であります。

22 款 1 項町債、2 目民生債 980 万円の減額でございます。

地方債補正でもご説明させていただきました 2 事業でありますけれども、それぞれ事業費の確定に伴う借入額の補正であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり承認されました。

日程第 6、議案第 42 号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第 42 号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書は 4 ページ、議案説明資料は 13 ページをお開きください。

国民健康保険制度におきましては、医療給付費、後期高齢者支援金及び介護納付金などの歳出に対して、国庫負担金等の特定財源を控除した残りの分を国民健康保険税で賄うことが基本原則とされているところであります。

この基本原則に基づき、平成 28 年度における幕別町の国民健康保険特別会計予算を分析いたしますと、国保税が約 7,800 万円程度不足するという厳しい財政状況にあります。

したがって、国保税の増収を図る必要性がありますことから、このたび税率の見直しをしようとするものであり、また、地方税法施行令の一部改正に伴う課税限度額の引き上げ及び税の軽減に係る所得判定基準の見直しも合わせて行おうとするものであります。

本町の国保会計における財源不足額は、年度によりばらつきがありますが、過去の財源不足額実績と将来の財源不足額見込みに基づくシミュレーションによりますと、単年度当たり約 6,000 万円となります。

しかしながら、国保制度そのものが構造的な課題を抱えており全国的に厳しい財政状況にあること及び被保険者の負担増に対する激変緩和を図る必要性もあることを踏まえて、財源不足に対しましては、国保税と一般会計からの支援を半々の割合にて賄うということを基本にして対処したいと考えているところであります。

したがって、このたびの税率改正に当たりましては、おおむね 3,000 万円の増収になるように、税率の見直しをしようとするものであります。

議案説明資料の 13 ページをごらんください。

「幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の概要について記載した資料でございます。

表の左側の欄から順に右に向かって、改正する「事項」、次に改正に係る「関係条項」、次に「改正内容」、最後に「適用年月日等」について記載しております。

初めに、事項 1 の「国民健康保険税基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額」についてであります。

基礎課税額の課税限度額を現行の 52 万円から 54 万円に、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を現行の 17 万円から 19 万円にそれぞれ引き上げるものであり、これにより介護納付金課税額を含めた国保税全体の課税限度額につきましては、現行の 85 万円から 89 万円になるものであります。

次に、事項 2 「国民健康保険税(基礎課税額)の税率」についてであります。

所得割については、現行 6.4%から 6.6%に、均等割については、現行の 2 万 4,800 円から 2 万 5,000 円に、平等割については、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯は 2 万 9,800 円から 3 万 200 円に、特定世帯は 1 万 4,900 円から 1 万 5,100 円に、特定継続世帯は 2 万 2,350 円から 2 万 2,650 円にそれぞれ引き上げるよう改正しようとするものであります。

次に、14 ページをごらんください。

事項 3 「国民健康保険税(後期高齢者支援金等課税額)」の税率についてであります。

事項 2 の基礎課税額の税率改正と同様に、所得割などの税率について、この表のとおりに改正しようとするものであります。

次に、事項 4 「国民健康保険税(介護納付金課税額)」の税率についてであります。

事項 2 の基礎課税額の税率改正と同様に、所得割などの税率について、この表のとおりに改正しようとするものであります。

次に、参考として、14 ページの下段の表をごらんください。

基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額に係る各税率を単純に合計した税率について、まとめたものであります。

所得割については、現行の 10%から 10.4%に、均等割については、現行の 3 万 9,900 円から 4 万 1,500 円に、平等割については、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯は 4 万 3,800 円から 4 万 5,400 円に、特定世帯は、現行の 2 万 5,250 円から 2 万 6,200 円に、特定継続世帯は、3 万 4,525 円から 3 万 5,800 円に改正しようになるものであります。

次に、15 ページをごらんください。

事項 5 「国民健康保険税の軽減後の課税限度額」についてであります。

課税額に係る 7 割、5 割及び 2 割の軽減後の課税限度額を、13 ページの事項 1 と同様に引き上げようとするものであります。

次に、事項 6 「国民健康保険税の減額」についてであります。

(1) 基礎課税額に係る減額について、そして 16 ページになりますが、(2) 後期高齢者支援金等課税額に係る減額について、さらに 17 ページになりますが、(3) 介護納付金課税額に係る減額については、いずれも課税額に係る 7 割、5 割及び 2 割の軽減措置に関してであります。このたびの税率改正と連動して、本来の課税額から減額する金額に関しても、現行(A)欄の金額から改正案(B)欄の金額に引き上げとなるものであります。

次に、事項 7 「国民健康保険税の軽減判定所得基準」についてであります。

7 割軽減については、変更ありません。

5 割軽減及び 2 割軽減については、判定要件となる「世帯の合計所得」の算定基準を、この表のとおり緩和しようとするものであり、対象者の拡充化を図るものであります。

次に、議案説明資料の 7 ページをごらんください。

「幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の新旧対照表であります。

以下、条文に沿いましてご説明いたします。

第 2 条については、課税額及びその限度額に関して規定しているものであります。

第 3 条から 9 ページの第 14 条までについては、国民健康保険税の算定に用いる税率等に関して規定しているものであります。

9 ページの下段から 12 ページまでの第 26 条については、国民健康保険税の減額について、7 割、5 割及び 2 割の軽減額及び軽減判定所得の基準に関して規定しているものであります。

次に、議案書の 5 ページをごらんください。

附則についてでございますが、附則第1項は、施行期日を規定したものでありまして、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用するものであります。

附則第2項は、適用区分について規定したものであり、この条例による改正後の幕別町国民健康保険税条例の規定は、平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案については、委員会付託のため、質疑を省略いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号については、委員会付託のため質疑を省略することに決定いたしました。議案第42号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、民生常任委員会に付託いたします。

ここで民生常任委員会を開催いたしますので、暫時休憩いたします。

10:59 休憩

12:05 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、お手元に配付したとおり、民生常任委員長から付託しました議案第42号についての審査結果報告書が提出されましたので、これを日程に追加し、審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

日程第6の2、議案第42号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

民生常任委員長の報告を求めます。

委員長、東口議員。

○10番（東口隆弘） 朗読をもって報告とさせていただきます。

平成28年5月18日。

幕別町議会議長芳滝仁様。

民生常任委員会委員長東口隆弘。

民生常任委員会報告書。

平成28年5月18日、本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、委員会開催日、平成28年5月18日（1日間）

2、審査事件、議案第42号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

3、審査の経過、審査に当たっては、条例の改正内容及び住民負担への影響について質疑が行われ、慎重に審査した結果、全会一致で結論を見た。

4、審査の結果、原案を「可」とすべきものと決した。

以上でございます。

○議長（芳滝 仁） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第 42 号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 7、議案第 43 号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第 43 号、工事請負契約の締結につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書は 6 ページ、議案説明資料は 18 ページをお開きいただきたいと思います。

契約の目的につきましては、白銀台スキー場リフト制御装置更新工事であります。

今回のリフト制御装置更新工事については、平成 4 年度にリフトの新設工事を行ってから 23 年が経過し、施設が老朽化していることから、索道設備の大幅な更新を進めるほか、予備エンジンユニットの増設を行い、停電時の救助作業を迅速に行えるようにすることなど、スキー場利用者の安全の向上を図ろうとするものであります。

次に、契約の方法につきましては、地方自治法施行令第 167 条の 2 の規定により、随意契約を結ぼうとするものであります。

随意契約の理由については、現在の白銀台スキー場のリフトは、平成 4 年度に約 1 億 5,841 万 4,000 円で日本ケーブル株式会社により新設工事が行われ、それ以降リフトの維持管理、修繕工事等は、設備内容を熟知している同社が行っているところであります。

本業務は、昨年交換したワイヤロープ以外の索道設備の心臓部であるモーター及び制御装置の更新工事であり、運輸局へ書類・図面により仕様・型式・内容を届出したメーカー独自の設計方針で計算された設備を改修することになるため、鉄道事業法の定めるところにより、運輸局に設備の変更認可申請をし、許可がなければ工事ができないものであります。

そのため、製造メーカーの設計した部品は代替えが不可能であり、専門的な知識が必要なことから、当該業者以外にこの業務を安全確実に実施できるものがほかになく、契約の性質が競争入札に適しないため、随意契約とするものであります。

次に、契約の金額につきましては、見積書を徴したところ予定価格の範囲内でありましたことから、5,702 万 4,000 円とするものであります。

なお、予定工期につきましては、平成 28 年 11 月 30 日までの工期を予定しております。

次に、契約の相手方につきましては、札幌市中央区宮の森 4 条 1 丁目 3 番 35 号、日本ケーブル株式会社札幌支店執行役員札幌支店長渡辺忍氏であります。

次に、議案説明資料の 18 ページをごらんください。

「内訳」の欄に記載しております 8 項目が、リフト制御装置更新工事の主な内容であります。

次に、19 ページをごらんください。

この6枚の写真は、更新工事を行う主な機器等を写したものであります。

①インバーター電動機は、モーターのことでありますが、老朽化のため更新を行うものであります。

②減速機整備及び改造は、インバーター電動機の更新に伴う改造等でありまして。

④キャブタイヤケーブル交換は、信号や電源のケーブル更新工事でありまして。

⑤リフト制御盤と⑥運転盤は、老朽化のため撤去を行い、⑦のリフト運転室の床組、小屋組改修を行ってから、新たにコンバーター、インバーター制御盤、リフト制御盤、電源盤及び運転装置の設置を行うものであります。

次に、20ページをごらんください。

工事完了後のリフト運転室とリフト上部の機械室の機器の配置を示したものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第43号、工事請負契約の締結については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第44号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第44号、工事請負契約の締結につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書は7ページ、議案説明資料は21ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、議案書の7ページをごらんください。

契約の目的につきましては、ナウマン公園遊具新設工事（1工区）であります。

当工事につきましては、「幕別町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本目標である「十勝・幕別への人の流れをつくる」の具体的な事業として、ナウマン公園に魅力ある大型遊具の設置を行い、地域資源を生かした魅力ある観光拠点の構築を図ろうとするものであります。

契約の方法、契約の金額、契約の相手方についてであります。平成28年5月11日、藤原工業株式会社、加藤建設株式会社、株式会社アスワン、株式会社萬和建设、株式会社三島組、コウケツ建設工業株式会社、森若建設株式会社、幕別興業株式会社、笠原建設株式会社の9社により指名競争入札を執行いたしましたところ、6,026万4,000円をもちまして加藤建設株式会社が落札したため、同社の代表であります幕別町忠類白銀町200番地、加藤建設株式会社代表取締役加藤茂樹氏と契約を結ぼうとするものであります。

なお、予定工期につきましては、平成28年9月30日までの工期を予定いたしております。

次に、議案説明資料の21ページをごらんください。

初めに、遊具の設置場所については、位置図のとおり公園東側の1工区内を予定しております。

次に、議案説明資料の22ページをごらんください。

遊具の配置計画については、図面右側1工区の緩斜面にザイル遊具、そして、二つの築山の谷のところにネット遊具を新設する予定であります。

次に、議案説明資料の23ページをごらんください。

ネット遊具、ザイル遊具の立面図であります。

図面上段のネット遊具については、最大幅17メートル50センチ、設置面積が125平方メートルであり、ネット上で子どもたちが宙に浮いているような気分を味わったり、跳ねたり、よじ登ったりと

自由に遊び方を創造できるものとなっております。

次に、図面下段のザイル遊具については、幅が22メートル、高さが9メートルのロープ製のピラミット型遊具であり、子どもたちの冒険心をかきたてる遊具となっております。

なお、安全性については、いずれも一般社団法人日本公園施設業協会監修の「遊具の安全に関する規準」に適合したものとなっております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

千葉議員。

○16番（千葉幹雄） 16番、千葉でございます。

直接、契約工事の中身ではないのですが、関連がありますので、この際お聞きをしたいというか、提言もしてみたいというふうに思います。

まず、公園、この資料というのでしょうか、議案を見ますと、ナウマン公園の遊具ということがあります。それはそれで結構かと思えますけれども、ずっと私も思っていたのですが、あのエリア、忠類のあのエリア、非常に狭いエリアの中にナウマン公園があって、あるいはまたアルコの温泉があって、その近くに白銀台のスキー場があるということでもあります。それぞれ、このばらばらな名称なのですが、私はあのエリア全体を一つの名称に統一したほうがいいのではないかなという感じがしておりました。

これは、ここで結論はもらおうとは思っていませんけれども、やっぱり統一をして、パンチ力のある、宣伝効果のあるような、ナウマンならナウマンでいいのですが、統一すべきでないかということが私は思っておりました。これは今後、検討していただきたいなというふうに思いますので、提言をしたいというふうに思います。

それと、多額なお金をかけて設置をするわけですから、当然、利用者、多くの人たちに利用してもらわなければならないわけでもありますけれども、お客を誘引するための看板の設置なのですが、どのような考え方を持たれているのか、お聞きをしたいというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 経済建設課長。

○経済建設課長（川瀬康彦） 看板の設置の関係でございます。

こちらにつきましては、更別村の農村公園のほうに大型遊具が設置してございます。こちらのほうと連携しながら、うちの看板も設置のほうをお願いしていきたいなど。あと、更別村のほうも、うちのほうにというようなことを、これから段階を踏まえながら実現に向けていきたいと思っております。あと、ホームページのほうにも、具体的に写真に写ったものをアップしていきたいというふうに考えております。あと、町内の看板につきましては、ほかの看板もございまして、こちらのほうは後ほど協議させて、できるものであれば設置していきたいというふうに考えているところであります。

○議長（芳滝 仁） 忠類総合支所長。

○忠類総合支所長（伊藤博明） 前段いただきました、地域が、訪れる方々に対してインパクトをもって、パンチ力のあるような名称、これらについては、きょう持ち帰りまして、関係する機関の方々等と、どういった形が適切かどうかといった点も含めて、検討させていただきたいと思っております。

○議長（芳滝 仁） 千葉議員。

○16番（千葉幹雄） 名称については、きょう、あしたということにはならないでしょうけれども、いずれにしても、あの忠類の市街地、あの狭いところにあるわけですから、やっぱり統一して、やっぱりそういうパンチ力のあるものに私はすべきだと思っております。そういうふうに検討するということですから、そこは検討していくべきだというふうに思います。

それと看板の話ですが、よく聞き取れなかったのですが、更別にそういう施設があるから、そこに一緒に出してもらおうということになると、そこへ行かなかつたらわからないということですか。ですから、それも必要ないとは言いませんけれども、やはり国道沿いに、広尾のほうに一つ、あるいは帯広側、更別側というのですか、要するに単独できちっとわかるような、そしてそれを

見て行きたくなるような看板を私は掲げるべきだと。これは、利用の多い少ないにもかかわってきますから、これ大事なことですから、そういうことを考えていってほしいと、考えていくべきだというふうに思います。

それともう一つ、ここで言わなくてもよかったのですが、国道から幕大線に入るところに看板ありますよね。アルコと、あの看板、私毎回見ていたのですが、そんなこと言ってはちょっとあれかと思えますけれども、廃業したような施設の看板に見えるような看板です。さびて、真っ赤にさびて、これは既存の看板として、これは当り前のことですが、やはりきれいな、営業しているわけですから、今、盛んに営業していろいろと宣伝しているわけですから、そこに意を用いて、絶えず目を光らせて、そういったことを指摘されないようにしていくべきだということをお話しさせていただきたいと思います。

これについて、どう思われているのか、考え方をお聞きしたいというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 地域振興課長。

○地域振興課長（小野晴正） まず、ナウマン公園、それからナウマン象記念館、それからアルコ、道の駅、それらの施設があそこに集合していることによって、道の駅の駐車場に大きな看板が過去からございました。ナウマン象をイメージした丸い看板で、牙をつけたような形の看板だったのですが、それを昨年改修いたしました。その改修したところには各施設の名称をうたい込んで、ナウマン公園も明記しているような状況でございます。また、同じような看板が忠類の南側、それから北側に設置されてございます。今おっしゃられた部分は、北側の看板の話をしたと思うのですが、その看板は、今年度、南側と北側の看板は、さび等をとって改修する予定になってございます。

以上です。

○議長（芳滝 仁） ほかにありませんか。

中橋議員。

○12番（中橋友子） 次の提案の、第2工区のことにもちょっとかかわってきてしまうのですが、考え方としてここで伺っておきたいというふうに思います。

それぞれ、今の第1工区の工事では、6,000万円を投資されて大型の遊具を設置されるという工事契約であります。それで、なかなか過去には大型の公園を札内地域であるとか、いろいろ設置してきた経過はありますが、このところこういった工事というのは少なかったものですから、それで改めてこの公園そのものの大型遊具を、こういったものに選定されたその考え方といいますか、一つ一つの遊具が大きくて、例えばこのザイルの遊具にしましても高さは10メートルですとか、ネット遊具も含めまして大変大きなものであります。安全性については、副町長からご説明ありましたが、こういった大型の遊具を誘致する、当然その危険度合いなどのことについても、気をつけて管理運営していかなければならないと思います。そういったことも含めて、選択に至った経過と、これからの管理などについても、お答えいただける範囲で結構ですのでお示しいただきたい、このように思います。

それと、当然、今の千葉議員の発言にも関連してきますけれども、忠類地域、あそこの全体の活性化といいますか、まちづくりを描いてこういった構想に至って示されているのだと思うのです。それで、やはり高規格道路が開通しましてから、地元の人の話を聞きますと、やはりこれまでの町に立ち寄ってくださる方たちを見ていると、やはり減ってきているということを率直に伺っています。そういうことを考えれば、こういったいろいろな政策を打って活性化につなげるその一つの手段だろうというふうには思うのですが、そこも含めて、利用をどういう層に、どんなふうに見込んで、ここまで至ったのかということについて、ダブりますけれども、お答えいただきたいと思います。

○忠類総合支所長（伊藤博明） 順番にお答えをさせていただきますが、大型遊具の選定についてであります。これ当初、役所内といえましょうか、忠類総合支所内部、それから建設部とも協議をして、大人の目線で、こういったものが今の子どもたちに人気があるだろうということで、一定程度の選定をしておりました。それで、昨年6月に忠類小学校の児童会の皆さんとも意見交換する機会を2度

ほど設けさせていただいて、その中でやはり大人が見た、いいだろうと思っていたのと、実際に子どもから見ると、その遊具つまらないのではないというのもありまして、それはこの工期の2のほうになりますけれども、第2工区のほうになりますけれども、ローラー滑り台、これが、子どもたちから、ぜひともこの長い滑り台をつけてほしいという要望をいただいて変更した点でありまして、それ以外のネット遊具ですとか、それからザイル遊具につきましても、子どもたちと、小学校の児童会ですから5、6年生が中心になりますけれども、意見をお聞きした中で選定をしたということでもあります。

それと、安全性につきましてもは、当然、全て安全性が一定程度確保されたものでありますけれども、使用に当たっての注意というようなものは掲示する予定としております。

最後に、高規格道路が昨年の3月に開通をして、私たちも、国の調査ですとか、あるいは単独でやった調査でも明らかになっているとおり、町の中への流入人口というのは減少しているという、そういった中で、今回この公園の遊具を、かつてはナウマン公園というのは、私も自分の子どもが小さいときに行ったことがあるのですけれども、とって人気のある遊具が取りそろえられていたのですが、それが老朽化によって新たなものに更新されたのですが、なかなか現状人気がなかったのですね。近年、皆さんも御存じかと思えますけれども、高規格道路というのは無料で乗りおりができるものですから、その利点を生かして、先にオープンをした更別の、先ほど課長も申し上げましたけれども、農村公園の遊具が、かなりファミリー層に人気がありますので、そういった方々に、ファミリー層にターゲットを絞って、今回こういった遊具を設置したわけでありまして、遊具で遊んでもらって、本当に至近な位置に道の駅とかアルコがありますから、そちらの利用も促していけるようなそういうそのストーリーが必要だろうと考えておりますので、そこは更別村との連携もさることながら、町の中での連携、情報共有というのは必要であると考えております。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○12番（中橋友子） 考え方としては、わかりました。大人の目線だけではなくて、子どもたち、忠類小学校の生徒さんたちに聞かれたということでもありますから、それは望まれる施設であろうというふうに思います。それで、結局のところは、そういった地域の方たちに活用していただくこととあわせて、全体の忠類地域の活性化というところにもつながることが、こういった投資に対しても有効な、生かされるやり方だというふうに思うのですよね。

それで、大きい遊具ではありますが、どのぐらいの利用を、これなかなか出づらいのかもしれませんが、これは安全性を含めて、見込まれているのか。例えばエコロジーパークのふわふわドームですとか、かなり人が乗って利用していますよね。でも、忠類って小さいところですから、本当に安全性を保ち、さらに有効に利用されるということになったときの、そういった考え方というのも持っていくべきではないかなと思うのですよね。いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 経済建設課長。

○経済建設課長（川瀬康彦） 現段階におきましては、利用人数については、はっきりと押さえてはおりません。ただ、明らかに、先ほども支所長からお話もありましたけれども、以前の木製遊具と比べまして、今のミニコンビネーション遊具ございますけれども、利用人数が少ない状況になっております。

それと、エコロジーパークみたく入場者数をカウントしていないわけでありまして、本当に見えないというところでもあります。これが木製遊具があった時代は、ファミリー層が本当に非常に多く来ていただいております。そして皆さんは、その足で町内の食堂、あとは温泉等を利用いただいていた状況であります。これから、大型遊具、ちょっと何人乗るかというのはわからないところですが、一つ一つの遊具の利用に当たってのサインを立てますので、そこで見ながら皆さんに利用していただく、そしてファミリーもどんどん来ていただいで、以前のにぎわいを取り戻したいというふうに考えているところでもあります。

○議長（芳滝 仁） ほかにありませんか。

藤谷議員。

○13番(藤谷謹至) 1点だけ。今までも、ナウマン公園、小さい子どもたちが利用していたのですが、その中でちょっとお話を聞いたところ、トイレの問題ですね。ベジタにトイレはあるのですが、子どもたち、小さい子は特になのですけれども、団体で行くと。その中で、特に女の子が待っている途中に粗相してしまうということのお話聞いたことがございます。

ベジタの場合、女子トイレが手狭という部分がありますし、ほかのトイレとなると、ナウマン象記念館、道の駅、ナウマン公園のキャンプ場、トイレが分散しているわけですね。それで、メインのトイレは一体どこを想定しているのか。多分ベジタだと思うのですが、今後の改修、子どもたちがいっぱい来るといことは、本当にいいとは思いますが、トイレをどういうふうに想定されているのか、お伺いします。

○議長(芳滝 仁) 経済建設課長。

○経済建設課長(川瀬康彦) ナウマン公園のトイレの関係でございます。

現在、そのベジタのトイレの関係につきましては、経済建設課のほうも認識はしているところではあります。

また、トイレ、ここベジタのトイレが混んでいるときには、キャンプ場や道の駅、少し距離ありますけれども、そちらを利用していただいている状況にあります。今後、こちらのほうについては大きな問題だと思しますので、増設とか、あと改修、いろいろなことを含めて検討させていただきたいというふうに思いましたので、よろしくお願いたします。

○議長(芳滝 仁) ほかにありませんか。

内山議員。

○5番(内山美穂子) 工事契約の請負の締結についての議案なのですが、私も一つだけお伺いしたいのですが、ランニングコストを軽減するために何か工夫されていることがあれば、お聞かせ願いたいと思います。

○議長(芳滝 仁) 土木課長。

○土木課長(寺田 治) 維持管理のランニングコストの件だと思います。

今回、設置する大型遊具ですね。毎年点検をして安全、ロープに亀裂が入っていないかとか、そういう点検をして維持管理をしていくと。毎年点検をして維持管理をしていくということになります。

ランニングコストでいいますと、その消耗品自体が、耐用年数自体が、一応、部品の交換推奨年度が7年から10年のサイクルで部品を交換するのが推奨されているのですが、実際に更別のどんぐり公園とかに入っている遊具を見ますと、もうちょっと、15年以上、毎年点検することによって長持ちさせているということですので、毎年点検して長持ちさせる、長寿命化させるというふうに考えております。

以上です。

○議長(芳滝 仁) 内山議員。

○5番(内山美穂子) 例えば、より長い耐用年数の材料を使っているとか、そういうことはないのですかね。

○議長(芳滝 仁) 土木課長。

○土木課長(寺田 治) 長持ちする材料かどうかというのは、ちょっと把握していないのですが、第一に考えているのが安全上、特にザイル遊具、高さ9メートルありますので、ロープ自体を、安全なロープを使わなければいけないので、中にワイヤが入ったロープを使用していると。それと、あとネット遊具ですね。ネット遊具のほうも、周りに太いロープを使って外回りが切れないようにということで、材料を選定しているというところでございます。

先ほどご質問にもありましたけれども、何人乗れるかということでございますけれども、ネット遊具にしましては、2メートル50四方で16人乗れるという設計ですので、320人が同時に乗っても安全だというデータがあります。あとは、ザイル遊具のほうでございますけれども、こちら低学年でいきますと70人が同時に乗っても大丈夫だと。それで安全率1.5倍ありますので、恐らく100人が同

時に乗ってもロープが切れるようなことはないというふうに考えておりますので、今後、適切な管理をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5番（内山美穂子） 安全に配慮しながら、町民負担を軽減するために、今後も努力していただきたいと思います。

○議長（芳滝 仁） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） ほかに質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第44号、工事請負契約の締結については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第45号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第45号、工事請負契約の締結につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書は8ページ、議案説明資料は21ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、議案書の8ページをごらんください。

契約の目的につきましては、ナウマン公園遊具新設工事（2工区）であります。

当工事につきましては、議案第44号と同様に、ナウマン公園に魅力ある大型遊具を設置するものであります。

契約の方法、契約の金額、契約の相手方についてであります。平成28年5月11日、藤原工業株式会社、加藤建設株式会社、株式会社アスワン、株式会社萬和建设、株式会社三島組、コウケツ建設工業株式会社、森若建設株式会社、幕別興業株式会社、笠原建設株式会社の9社により指名競争入札を執行いたしましたところ5,774万7,600円をもちまして、株式会社三島組が落札したので、同社の代表であります幕別町忠類白銀町158番地、株式会社三島組代表取締役三島徹朗氏と契約を結ぼうとするものであります。

なお、予定工期につきましては、平成28年9月30日までの工期を予定いたしております。

次に、議案説明資料の21ページをごらんください。

初めに、遊具の設置場所については、位置図のとおり公園西側の2工区を予定しております。

次に、議案説明資料の22ページをごらんください。

遊具の配置計画については、図面左側2工区の築山を利用したローラー滑り台、そして既設遊具に隣接して4連ブランコを新設する予定であります。

次に、議案説明資料の24ページをごらんください。

ローラー滑り台、4連ブランコの立面図であります。

図面上段のローラー滑り台については、築山に設置する高さ4メートルのスタート台から滑走延長40メートルを滑りおろるものとなり、滑走面には約1,700本の小口径のアルミ製ローラーを使用していることから、摩擦抵抗が少なく、通常の滑り台より緩い勾配で滑らかに滑りおろることができる構造となっております。

次に、図面下段の4連ブランコについては、幼児用2カ所、児童用2カ所を備えたブランコとなっており、ロープ製の手すりを使用していることから、さびによる手の汚れや寒冷期による手の冷たさなどがなく、安心して遊ぶことができるものと考えております。

また、周囲には不用意な進入を防ぐため、高さ 60 センチメートルの安全柵を設置するものであります。

なお、安全性については、いずれも一般社団法人日本公園施設業協会監修の「遊具の安全に関する規準」に適合したものとなっております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第 45 号、工事請負契約の締結については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 10、議案第 46 号、損害賠償の額を決定及び和解についてを議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第 46 号、損害賠償の額の決定及び和解について、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書は 9 ページをお開きいただきたいと思います。

理由につきましては、平成 28 年 3 月 23 日午後 2 時ごろ、幕別町字弘和 303 番地先、町道駒島西 4 号線において、相手方が運転するトラクターが当該道路を走行中、路肩の堆雪内にあった折れたスノーポールに車両左後方のタイヤが接触し、その衝撃によりパンクする事故が発生したことから、使用不能となった当該車両のタイヤを同等品に交換することとなり、これに対する物的損害額を相手方に賠償し、和解するものであります。

損害賠償額につきましては、106 万 5,960 円とするものであります。

損害賠償及び和解の相手方につきましては、町内在住の男性であります。

損害賠償及び和解の内容につきましては、損害賠償として相手方に支払う額は、車両修復費とし、双方ともこれ以外に今後一切の請求、異議の申し立てを行わないとするものであります。

なお、賠償額につきましては、全国町村会総合賠償補償保険に加入しておりますことから、全額保険給付されるものであります。

また、道路管理担当職員に対しましては、故意または重大な過失はないと認めるところでありますが、今後このような瑕疵による事故が起きないように、道路パトロールを強化し、事故防止に努めるよう指導したところであります。

さらに、管理者としても関係者にご迷惑をおかけしたことを深く反省し、今後、適正な町政執行に努めてまいりたいと考えているところであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第 46 号、損害賠償の額の決定及び和解については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

[閉議・閉会宣告]

○議長（芳滝 仁） 以上をもって、本臨時会に付議されました議件は、全部終了いたしました。
会議を閉じます。

これをもって、平成 28 年第 1 回幕別町議会臨時会を閉会いたします。

12 : 47 閉会